

(様式1)

記載例

令和 6年 5月 10日

※水張り開始の14日前までに提出してください。

水張り圃場申出書

水田活用の直接支払い交付金の交付対象水田とするため、以下の圃場について、31日以上水張りを行います。

圃場地番	面積 (畦畔除く)	水張り期間
〇〇町大字〇〇 〇〇〇〇-〇	3,700 m ²	開始日：令和 6年 5月 31日 終了日：令和 6年 7月 1日
	m ²	開始日：令和 年 月 日 終了日：令和 年 月 日
	m ²	開始日：令和 年 月 日 終了日：令和 年 月 日
	m ²	開始日：令和 年 月 日 終了日：令和 年 月 日
	m ²	開始日：令和 年 月 日 終了日：令和 年 月 日
	m ²	開始日：令和 年 月 日 終了日：令和 年 月 日

※行が不足する場合は、用紙をコピーして使用してください。

【水張り終了後に佐賀市農業再生協議会へ提出が必要な資料】

- 水張り報告書（様式2）を、水張り終了後14日以内に提出してください。
※水張り初日と最終日の写真貼付が必要です。必ず撮影しておいてください。
- 収量確認表（様式3）を、水張り終了後に作付けする作物（出荷する作物）の収量が確定してから31日以内に提出してください。

佐賀市農業再生協議会 様

生産組合名

(集落営農組織名) 〇〇生産組合

農業者名

(代表者名) 〇〇 〇〇〇 (印)

住 所 佐賀市〇〇町大字〇〇 〇〇番地

連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

裏面有

留意事項

1. 水深等の基準

- ・ 水稲作付けの場合と同等の水張りを実施してください。

2. 水張りの期間

- ・ 水張りの時期に具体的な時期の指定はありません。
- ・ 天水による一時的な水張りではなく、用水による水張り状態が持続される期間として、**31日以上**行う必要があります。

3. 部分的な水張りについて

- ・ 交付対象水田の水張りについては、一筆ごとに確認します。そのため、圃場全体ではなく、部分的な水張りは認められません。

4. 連作障害による収量低下について

- ・ 様式3で、連作障害による収量低下が発生していないことが、確認できる必要があります。